

青い森しんきんで
年金をお受け取りの皆様へ
感謝の気持ちを込めて...

青い森しんきん 年金定期預金1000

お取扱い
期 限

平成28年
3月31日(木)まで

お預入れ
金 額

1,000万円まで(1円単位)
※年金振込予約のお客さまは500万円まで

お預入れ
期 間

1年

自 動
継 続

金利上乗せで自動継続

※満期時に、本商品が発売されている場合、また、お振込などの
条件を満たされている場合は、金利上乗せ自動継続いたします。

【適用金利】当金庫で **年金受取指定・年金振込予約** をされているお客さま
スーパー定期1年もの **店頭表示金利に 0.20%上乗せ**

※お預入店舗は、年金振込店・年金予約申込店に限定いたしません。1店舗のみのお取扱いとなります。



青い森信用金庫

商品についての詳しい内容は、裏面をご覧ください。

ホームページ <http://www.aioimorishinkin.co.jp/>

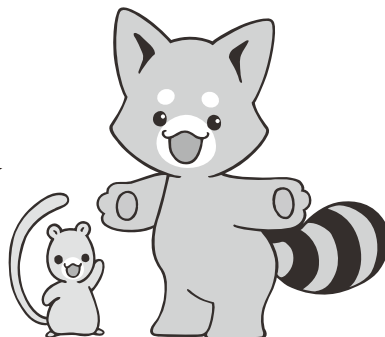
R27-60

青い森しんきん 年金定期預金1000

～ 商品概要 ～

預入対象者	①当金庫で公的年金をお受取りされているお客さま、 または新規・変更にてお受取りされているお客さま ②満55歳以上で「年金振込予約申込書」により年金振込 予約をされているお客さま(新規予約を含みます)	付加できる 特約項目	●この定期預金は自動継続定期預金で取扱います。 ●自動継続定期預金の取扱いは、元利金継続扱い・元金継続 扱いのいずれでも取扱いします。 なお、預入合計額が1,000万円のお客さまにつきましては、 元利金継続のお取扱いはできません。 ●この定期預金は証書式、通帳式、総合口座への組み入れもで きます。 ●この預金は貸出金の担保にすることができます。この場合の 貸出利率は、証書記載の利率に当金庫で定める預金担保貸 出基準の利率を加えた利率とします。
販売期間	平成27年10月1日(木)～平成28年3月31日(木) 期間限定商品		
預入期間	1年 この定期預金は、証書または通帳記載の満期日に期間1年の 「青い森しんきん年金定期預金1000」または、「スーパー定期」、 「大口定期」に自動的に書替継続します。		
預入限度額	1,000万円まで(1円単位) ※年金振込予約のお客さまは500万円まで ただし、年金振込予約しているお客さまが、預入期間中に年 金受取指定した場合は、合計で1,000万円までとします。	金利情報の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、または窓口へご照会 ください。
適用金利	①年金受取指定されているお客さま ②年金振込予約をされているお客さま ①・②いずれも、「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率に 0.2%上乗せした金利を約定利率として適用します。 継続後の利率は、この定期預金が発売されている場合は、 その適用利率とし、発売されていない場合、またはご利用い ただける条件を満たしていない場合は、「スーパー定期」また は「大口定期」それぞれ1年ものの店頭表示利率とします。	その他参考にな る事項	この預金は預金保険制度の対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までと、その利息が保護 の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本 を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。)
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば マル優が利用できます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に 支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される ため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が かかります。	苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク 統括部(9時～17時、電話:0178-44-3579)にお申し出 ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士 会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03- 3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業 日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～ 17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、 お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に 直接お申し出いただくことも可能です。
中途解約の 取り扱い	預入日に遡って優遇を取消し、この利息は預入日から 解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切り捨てます)によって計算し、 この預金とともに支払います。 ※証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー 定期1年ものの利率を基準利率とします。 A. 6カ月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6カ月以上1年未満 基準利率×50%		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまに もご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセス に便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレ ビ会議システム等を用いて、共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決 する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、 当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ ください。

ご質問・ご相談など、お近くの
〈青い森しんきん〉窓口・渉外担当へ
お気軽にお問い合わせください。



●店名

●担当者

●電話